

## 岡崎市景観資産及びふるさと景観資産の登録等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例（平成24年岡崎市条例第22号。以下「条例」という。）の規定に基づき、景観資産及びふるさと景観資産の登録等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、条例及び岡崎市景観計画（平成24年岡崎市告示第44号）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) ふるさとの名木 ふるさと景観資産として選定された樹木及び樹木の集団のうち並木をいう。
- (2) ふるさとの森 ふるさと景観資産として選定された樹木の集団のうち並木以外をいう。

(景観資産の登録等に係る書類)

第3条 条例第35条第2項及び第36条第1項の規定による同意は、様式第1号による景観資産登録同意書により行うものとする。

- 2 条例第36条第2項の規定による通知は、様式第2号による景観資産非登録通知書により行うものとする。
- 3 条例第37条の規定による通知は、様式第3号による景観資産登録通知書により行うものとする。

(ふるさと景観資産の選定基準)

第4条 条例第39条第1項の規定によりふるさと景観資産として選定する場合の基準は、登録基準に加え、次の1号から3号までのいずれにも該当するものであって、次の4号又は5号に掲げるふるさと景観資産の区分に従い、当該各号に定める要件を満たすものとする。

- (1) 地域住民に親しまれていること
- (2) 保全及び活用の活動の内容が明らかなもの
- (3) 所有者の同意が得られたもの
- (4) ふるさとの名木 樹木が健全であり、樹容が美観上特に優れていると認められるもので、かつ、次のいずれかに該当するものであること。
  - ア 地上1.5メートルの高さにおける幹の周囲がおおむね1.5メートル以上であること。
  - イ 樹木の高さが地上15メートル以上であること。
  - ウ 株立ちした樹木の高さが3メートル以上であること。
  - エ 樹木がはん登性のもので、高さが3メートル以上で、かつ、枝葉の面積が30平方メートル以上であること。
  - オ 奇形木又は珍奇な樹木で相当な樹齢を経たものであること。
  - カ 希少価値又は歴史的価値があるものとして認められ、かつ、保全の必要

があると認めるものであること。

キ 当該地域において教育的な価値があるものとして認められ、かつ、保全する必要があると認めるものであること。

(5) ふるさとの森 樹木が健全であり、その集団の樹容が美観上特に優れていると認めるもので、かつ、次のいずれにも該当するものであること。

ア 樹木の集団の存する土地の区域が市街化区域内にあり、かつ、その土地の面積が500平方メートル以上であること。

イ 樹木の集団について、管理協定を締結することとなる日から8年以上保存し、管理が可能であると認めるものであること。

ウ 当該地域において教育的な価値があるものとして認められ、かつ、保全する必要があると認めるものであること。

(ふるさと景観資産の選定等に係る書類)

第5条 条例第39条第2項及び第40条第1項の規定による同意は、様式第4号によるふるさと景観資産選定同意書により行うものとする。

2 条例第40条第2項の規定による通知は、様式第5号によるふるさと景観資産非選定通知書により行うものとする。

3 条例第41条第1項の規定による通知は、様式第6号によるふるさと景観資産選定通知書により行うものとする。

(ふるさと景観資産の保全等に係る図書)

第6条 条例第42条第2項の規定による届出は、様式第7号によるふるさと景観資産滅失等届出書により行うものとする。

2 条例第42条第3項の規定による届出は、ふるさと景観資産の形状を変更する場合に必要な法令に基づく許可の申請その他の手続を行おうとする日(それらの手続を要しない場合にあつては、当該行為に着手しようとする日)の30日前までに、様式第8号によるふるさと景観資産現状変更届出書を提出して行うものとする。

3 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(1) 当該行為の施工方法を明らかにする図面

(2) 当該ふるさと景観資産の位置及び周辺の状況を示す縮尺2,500分の1以上の図面

(3) 当該ふるさと景観資産の全景写真及び当該行為をしようとする箇所の写真

(4) 申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書

(ふるさと景観資産の選定の解除等に係る書類)

第7条 条例第39条第2項の規定を準用する条例第43条第3項の規定による同意は、様式第9号によるふるさと景観資産選定解除同意書により行うものとする。

2 条例第41条第1項の規定を準用する条例第43条第3項の規定による通知は、様式第10号によるふるさと景観資産選定解除通知書により行うものとする。

(所有者の変更の場合の届出に係る書類)

第8条 条例第44条の規定による届出は、様式第11号による景観資産等所有者変更届出書により行うものとする。

(報告の徴収)

第9条 管理協定を締結した場合におけるふるさと景観資産の現状の報告は、様式第12号によるふるさと景観資産現状報告書により、毎年度2月1日までに市長に報告するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による廃止前のふるさとの名木指定保存協定要綱及びふるさとの森保存協定要綱の規定により締結されているふるさとの名木保存協定及びふるさとの森保存協定は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。

(ふるさとの名木指定保存協定要綱の廃止)

3 ふるさとの名木指定保存協定要綱は、廃止する。

(ふるさとの森指定保存協定要綱の廃止)

4 ふるさとの森指定保存協定要綱は、廃止する。